

北浜法律事務所 リーガルマガジン KITAHAMA⁺ PLUS

Vol. 04

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。



池野 幸佑
弁護士

常 偉
中国律師

酒井 大輔
弁護士

日野 真太郎
弁護士

中華圏に精通したビジネス弁護士

特集

チャイナ法務

クライアントとともに。

法務 Troubleshooting
紛争解決条項の機微

弁護士が教える「私の交渉術」
建築物から見る大連と日本のゆかり



大阪事務所

〒541-0041
大阪府中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル
TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080 / 06-6202-9550



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー14階
TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階
TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

弁護士

酒井 大輔

特集

中華圏に精通したビジネス弁護士 チャイナ法務

日本企業にとって、中華圏は特別な存在。
日本にとっては一衣帯水の地域であり、今も昔も経済的・文化的に緊密な関係を有しています。
最新の中華圏の法務事情に対応し、弁護士と中国律師がワンチームとなって取り組んでいる
チャイナ・プラクティスチーム。メンバーの人となりがわかるナチュラルな座談会です。

弁護士

日野 真太郎



中国律師

常 偉

弁護士

池野 幸佑

酒井 大輔 弁護士 Daisuke Sakai

チャイナ・プラクティスチームを統括するパートナー弁護士であり、クロスボーダーM&A案件及びコーポレート分野を主に取り扱う。日本国内外のリーガルアドバイザーとして、中華圏を含む日本国内外の企業への投資案件・買収案件を取り扱っている。



Profile



常 偉 中国律師 Wei Chang

日本帰国子女という経歴及び中国の法律事務所にて日系企業向けのリーガルサービスを提供した経験を活かし、中華圏企業や日本企業が関わる国際取引、クロスボーダー投資、M&A案件から紛争案件まで、日本法弁護士を広くサポートしている。



Profile



日野 真太郎 弁護士 Shintaro Hino

中国帰国子女という経歴を生かし、中華圏を中心とする国際法務に関連するものを中心に、紛争解決、M&A、国際商取引等に関する業務に従事している。特に、企業間紛争解決を得意としており、国際的紛争解決に係る裁判・仲裁に関する経験を持つ。



Profile



池野 幸佑 弁護士 Kosuke Ikeno

日本のコンサルティングファームでM&Aのアドバイザー業務に関与した経歴及び上海の大手法律事務所に3年間勤務した経験を活かし、中国が関連するM&Aや撤退に関する業務を得意とする。加えて、日本企業と中華圏企業との取引契約、紛争解決等に関する業務に従事している。



Profile



KITAHAMA^{PLUS}

message

今号のKITAHAMA プラスは、
豊富な国際案件の経験と充実した海外ネットワークを活かして
日本国内外のクライアントをサポートしている東京事務所から、
中華圏（中国大陸、香港、台湾）に関連する
リーガルサービスのニーズに対応している
チャイナ・プラクティスチームをご紹介します。
加えて本号は、特集以外も含め全て同チームによる一冊としました。
同チームの特徴を是非皆様に知っていただければと思う次第です。
よろしくお願い申し上げます。



弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏



中国に関する
バックグラウンドが
私たちの強み

酒井 北浜法律事務所のチャイナプラクティス・チーム（以下「CPT」）が設立されて5年が経ちました。ご相談の数も設立時に比して圧倒的に増えています。チームの特色としては、メンバーのほとんどが中国語を解し、中国に関するバックグラウンドを有していることがありますね。

日野 そうですね。私自身は、北京の帰国子女で現地の小学校に通った経験を持っていますが、その時は家の中以外では中国語で生活していたので、現在中国の仕事をしても、言語の壁はもちろん、文化の壁も余り感じずに済んでいます。日本の企業文化やプラクティスに慣れていると、中華圏のそれに触れたときに驚く方も多いようですよ。

常 私は日野さんの逆で、日本の帰国子女です。同じ感覚を持っています。CPTのもう一つの特徴としては、中国に関するご相談は、日中両国の弁護士で共働するという点でしょうか。私は中国法弁護士で中国法の専門家ですが、日本企業のニーズを汲み取り、解決策を提案するのは日本法弁護士のほうが優れているので、両者が息を合わせ

本年年初以降問題となっている、新型コロナウイルスを一因とする弁済拒否や労働問題については、現地の事務所等からも情報を収集し、適宜共働して対応する必要があります。

池野 あとは、外商投資法の施行による影響に関するご相談でしょうか。他にはサイバーセキュリティ法（中華人民共和国网络安全法）も一時期ホットでした。ただ、日本でいうところの施行規則がまだ制定されていない部分もあり、相談対応は苦慮するところですよ。

日野 中国は法律の制定スピードが日本に比べると物凄く速い一方で、施行規則類が出る前に法律が施行されることがあるので、日本法弁護士としては悩ましいところですよ。この対談が発行される頃には、ここで話している内容が古くなっている可能性も…（笑）
常 そのあたりの違いは、私もかなり悩むところです。日本法の常識を持たれている日本のクライアントに、中国法の実務を理解してもらうのは結構難易度が高く、日本法弁護士と一緒に議論をしないと伝わらないことも結構あります。



日本と中華圏の企業の 橋渡しをできるチームでありたい



せることで、クライアントの期待により応えられると思っています。

池野 私は上海の弁護士事務所3年勤務した後、北浜法律事務所に入所しました。現地のプラクティス経験をCPTに還元する役割を果たそうと思って普段から業務に臨んでいます。たとえば、日本企業の中国からの撤退案件や、債権回収案件等を通じて現地でも大いに有用だと思っています。

酒井 定期的にチームミーティングを

開き、情報交換をし、PDCAを回しているのも特色かもしれませんね。ところで、現在、北浜法律事務所では、中華圏に関わる相談が全てCPTに集まってくる体制を取っており、年間100件弱の案件を受任していますが、どういった案件が多いでしょうか。

池野 CPTは中華圏の法律、人、言語が関係する案件全てのご相談を受けているので、本当に様々ですが、近年の傾向という意味では、中華圏から日本に対する投資・進出案件が増加して

いるという印象です。たとえば、台湾や香港の企業が相談にいらつしやることも増えています。

日野 日本のクライアントに限って言えば、最近多いのは現地子会社のコンプライアンスやガバナンスに関するご相談ですね。特に、平成26年会社法改正で、取締役の義務として子会社を含むグループ内部統制システム構築義務の法定がなされたほか、日本企業の中国子会社で大きな不祥事が発覚したこと等がきっかけで、平時の内部監査や、有事の対応・調査といった相談が増えています。

自分の法常識に囚われない
柔軟さが大切

常 このようないわゆる「本社マター」のご相談では、しばしば、中華圏の現地の事務所と共働することになります。その際に、現地子会社の目線にも配慮しつつ、クライアントである本社として何が最適なのかという問題意識を踏まえ、現地の事務所とコミュニケーションを取るのが、私たちの重要な仕事のひとつだと思っています。たとえば、

あらゆる中華圏の法務ニーズに対応できるチームであり、事務所であらねばならないと思っています。私自身は紛争解決を得意としていますが、クライアントのニーズに応じて専門性を磨いていきたいですね。

酒井 そのあたりは国際法務を担当している弁護士が一般的に悩むところですよ。国際法務を担当するうえで一番大事な能力は、自分の法常識に囚われないことだと常々思っています。

酒井 現在CPTのメンバーは4名で、弁護士90名余りの北浜法律事務所の中で、一定の規模を有していると思えます。国際法務のニーズは今後増加の一途を辿ると思われ、私たちも更に実力をつけていく必要がありますね。

池野 やはり、中華圏の法務と言えば北浜、と言われるよう努力したいですね。そのためには、メンバーそれぞれが語学力と専門性を磨く努力をする必要があるでしょう。私はM&A・クロスボーダー投資を強みにしていますが、後者は法令やトレンドの変化が激しいので、毎日が勉強です。

日野 日本は歴史的・地理的・経済的に中華圏と繋がりが強い国ですから、



チャイナプラクティス・チームは、中国大陸、香港、台湾の案件を多く取り扱う弁護士が所属しており、
案件に応じて最適な中華圏現地の弁護士と共働しています。
中華圏に関するご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

東京事務所 TEL 03-5219-5151 大阪事務所 TEL 06-6202-1088
福岡事務所 TEL 092-263-9990 <https://www.kitahama.or.jp/>





Relay column

私の交渉術

弁護士が見た
交渉のタイミング

vol.3

外商投資法施行は 契約を見直すチャンス。



このタイミングで
契約を見直す

日野 真太郎 弁護士 Shintaro Hino

中国帰国子女という経歴を生かし、中華圏を中心とする国際法務が関連するものを中心に、紛争解決、M&A、国際商取引等に関する業務に従事している。特に、企業間紛争解決を得意としており、国際的紛争解決に係る裁判・仲裁に関する経験を有する。

Profile



常偉 中国律師
Wei Chang



Profile



池野 幸佑 弁護士 Kosuke Ikeno

日本のコンサルティングファームでM&Aのアドバイザー業務に関与した経歴及び上海の大手法律事務所にて3年間勤務した経験を活かし、中国が関連するM&Aや撤退に関する業務を得意とする。加えて、日本企業と中華圏企業との取引契約、紛争解決等に関する業務に従事している。



Profile



ケースバイケースで
判断を!

File / 04

「紛争解決条項」は 日本に寄せて有利にならないケースも…

—— 紛争解決条項の機微

外国企業との取引契約において検討すべき事項の一つに、紛争解決条項があります。紛争解決条項は、どこで・どのように紛争を解決するかを合意をする条項で、日本企業としては母国の日本としたいところです。しかし、果たしてこれは本当に日本企業にとって有利と言えるのでしょうか。たとえば、中国企業との取引において、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするという紛争解決条項はいかがでしょう。日本企業としては中国で訴えられる心配がなく、また、日本の裁判所は一般に公正に判断してくれますので、一見すると望ましいようにも思えます。しかし、このような条項は問題があります。なぜなら、日本の裁判所が下した判決は中国で強制執行できないところ、相手方が中国企業の場合、執行の対象となる財産は通常中国にあるからです。そうすると、強制執行は、日本企業が被告となると可能だが、中国企業が被告となると不可能という事態に陥ります。そこで次に候補になるのが仲裁です。日本も中国もいわゆるニューヨーク条約に加盟していますので、日本の仲裁機関が下した判断は、中国で強制執行することが可能です。しかし、仲裁は裁判に比べてコストが大きく、取引規模によっては適さない場合もあります。そう考えていくと、実は、紛争解決方法を設けないのが合理的な場合もあります。この場合、中国企業を訴えるときは、中国の裁判所に訴えを提起することになりますが、全ての手続が中国国内で完結するので、手続はスムーズになり、費用も抑えられる方向に働きます。

以上のように、紛争解決条項の合理性は事案によって異なり、日本に寄せておけば日本企業にとって有利とは限らないことに注意が必要です。

ビジネスパーソンの休憩時間

建築物から見る大連と日本のゆかり

私は中華人民共和国の大連市で長く過ごしましたが、初めて大連を訪れた時の忘れられない思い出として、中山広場を囲むヨーロップ風の建物から、異国的な情緒を感じたことがあります。ロータリーとなっている中山広場には、十数のゴシック様式及びルネサンス様式の建物が周囲に立ち並んでいます。そのほとんどが約百年前に、日本人によって設計し建てられたものです。建築当時から銀行、行政庁舎、ホテル等として使用され、現在に至っています。

大連市内にはこういった建物が散在し、歴史を感じることができます。たとえば、大連駅、大連市政府、大連の裁判所(大連中級人民法院)等があり、特に私が大連の法律事務所勤務していた頃頻りに訪れていた大連の裁判所は、東京大学の安田講堂をモデルに建てられています。大連市は、現代的な発展と、古い歴史ある建物が融合した情緒のある都市ですので、皆様にも是非訪れていただきたいと思います。